

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(高等学校)					(高等学校)				
第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。				
名称	区分	課程等	学科	位置	名称	区分	課程等	学科	位置
[略]					[略]				
岩手県立大槌高等学校		全日制	普通科	[略]	岩手県立大槌高等学校		全日制 全日制	普通科 地域探究科	[略]
[略]					[略]				
岩手県立福岡工業高等学校		全日制 全日制	機械システム科 電気情報システム科	二戸市	岩手県立北桜高等学校		全日制 全日制	機械システム科 電気情報システム科	二戸市及び二戸郡一戸町
岩手県立一戸高等学校		全日制	総合学科	二戸郡一戸町		全日制	総合学科		
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に岩手県立福岡工業高等学校及び岩手県立一戸高等学校に在学する生徒は、この条例による改正後の岩手県立学校設置条例に規定する岩手県立北桜高等学校の相当学科の相当学年に編入するものとする。